

水質管理目標設定項目の一部改正について



厚生労働省で意見募集が行われていた、「水質管理目標設定項目」の一部改正について、意見募集が終了し、改正内容が公表されました。

改正の内容は下記の通りで、平成22年4月1日から施行となります。

- ①「1,1,2-トリクロロエタン」の削除。
- ②「農薬類」の対象農薬リスト中の目標値の見直し。
 - ・「イソプロチオラン」の目標値を「0.04mg/L」から「0.3mg/L」に変更する。
 - ・「ジチオピル」の目標値を「0.008mg/L」から「0.009mg/L」に変更する。
 - ・「メフェナセット」の目標値を「0.009mg/L」から「0.02mg/L」に変更する。
 - ・「ブロモブチド」の目標値を「0.04mg/L」から「0.1mg/L」に変更する。
 - ・「エスプロカルブ」の目標値を「0.01mg/L」から「0.03mg/L」に変更する。
 - ・「ピリプロキシフェン」の目標値を「0.2mg/L」から「0.3mg/L」に変更する。

当社は厚生労働省の登録検査機関として、水質管理目標設定項目や水道法に基づく水質基準項目などの分析・測定の数多くの受注実績があり、法改正時には速やかに対応を行っています。ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2010年2月17日付 厚生労働省ホームページ

証明書発行箇所 小林正幸